

事 務 連 絡  
令和元年6月7日

建築関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）」について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

国土交通省では、防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」という。）において大地震時の機能継続を確保するために、建築主、設計者及び管理者にとって参考となる事項をガイドライン及び参考指針集・事例集等として昨年5月にとりまとめ、公表いたしました。

当該ガイドライン等は、新築建築物を念頭に置いてとりまとめておりますが、既存建築物についても改修のみならず、増築、別棟の新築又は一部機能移転を含めた幅広い対応により、防災拠点建築物となりうるため、昨年11月より検討委員会を設置して検討を行いました。今般、既存建築物においても防災拠点建築物として機能継続を図るための参考となる事項をガイドライン（追補版）等としてとりまとめましたので、今後の業務の参考としてご活用頂ければと存じます。

また、追補版をとりまとめるにあたり、新築版を一部改定し、参考指針集等に追記いたしましたので、お知らせいたします。

今後、本ガイドライン（追補版）に関する説明会等の実施を検討しており、実施にあたっては改めてお知らせいたします。

貴職におかれましては、貴管内の地方公共団体に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

別添

- (1) 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（概要）
- (2) 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（追補版）
- (3) 付録② 防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（追補版）

※検討委員会の開催経緯等については下記の国土交通省 HP に掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000088.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html)

(担当)

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 井上・木戸

電話：03-5253-8111（内線 39549、39537）／03-5253-8514（夜間直通）

FAX：03-5253-1630